

(3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 御堂筋地区

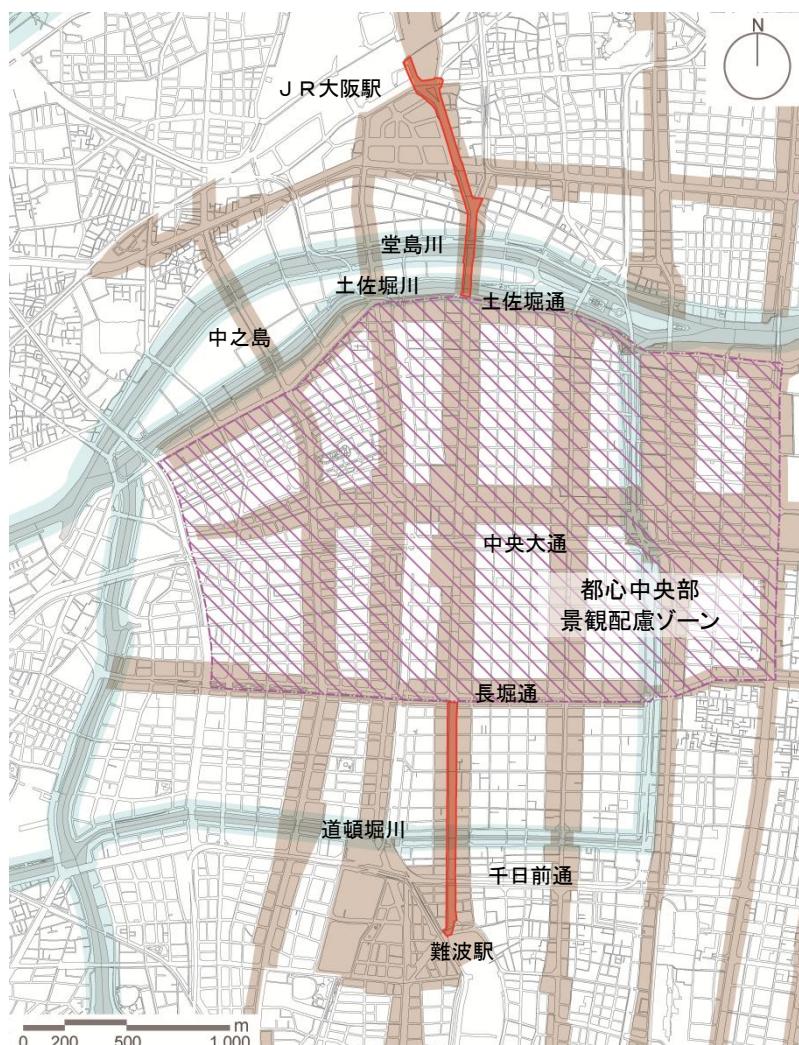
①御堂筋地区の対象範囲

重点届出区域

御堂筋地区
(街路*及び
街路に面する敷地)
※隅切部分を含む

景観配慮ゾーン

河川景観配慮ゾーン
道路景観配慮ゾーン



②御堂筋地区の景観形成方針

○大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成

- ・大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、風格のあるまちなみとしていく。
- ・駅前空間周辺や道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、個性ある質の高い外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、花と緑のあふれた人々が憩える歩行者空間を創出す

る。

- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備

しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

- ・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

御堂筋地区の景観形成方針のイメージ



③御堂筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。 - ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】
----	---

	・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
高 さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外 壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。

色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合

	は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に充分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】

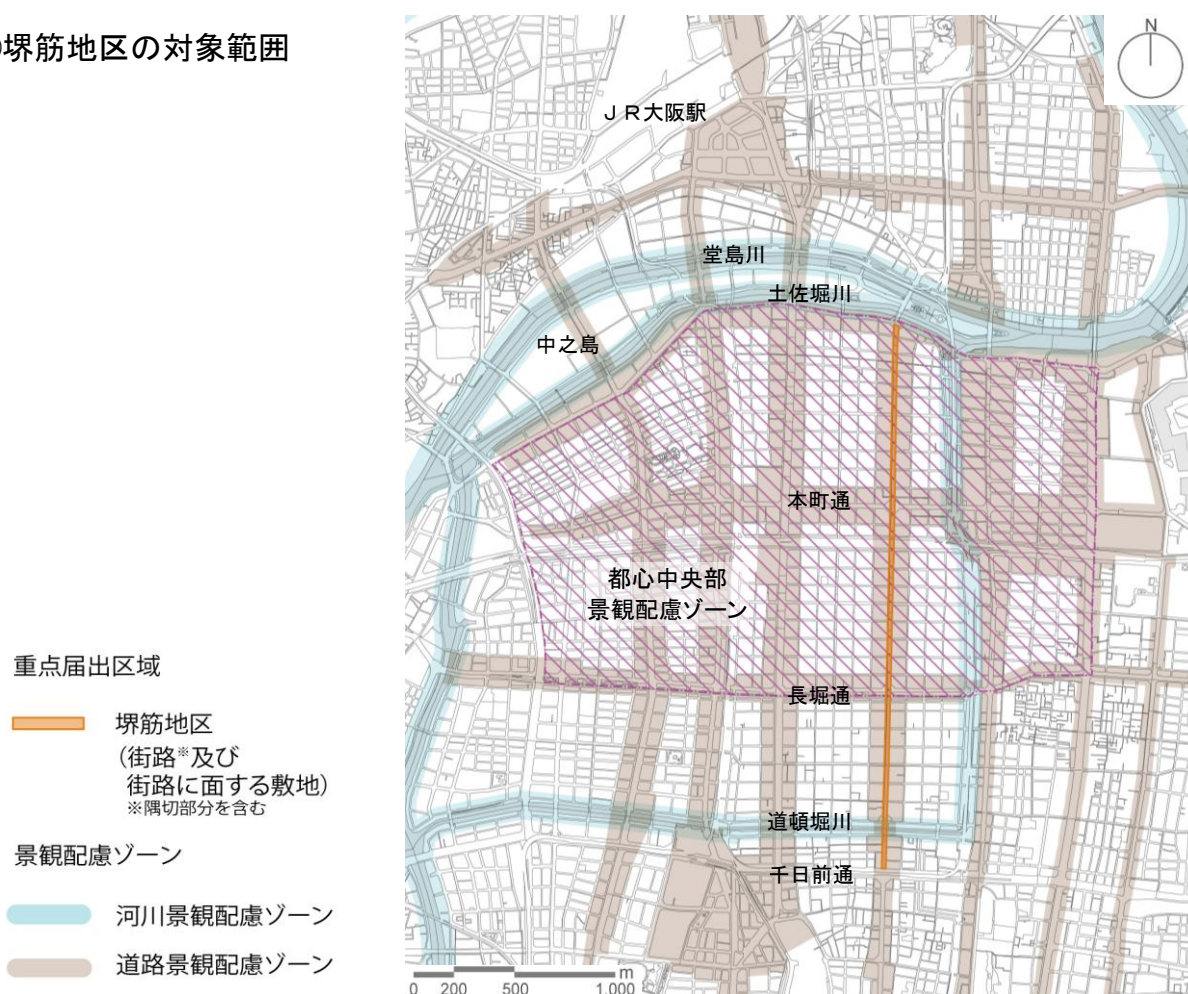
- | | |
|--|--|
| | ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 |
|--|--|

（留意事項）

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

2) 堺筋地区

①堺筋地区の対象範囲



②堺筋地区の景観形成方針

○歴史あるビジネス街における落ち着きとにぎわいをあわせもつ街路景観の形成

- ・歴史ある代表的なビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、落ち着きのあるまちなみとしていく。
- ・道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、落ち着きのある外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。

- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特성에 応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちなみの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちなみの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちなみの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

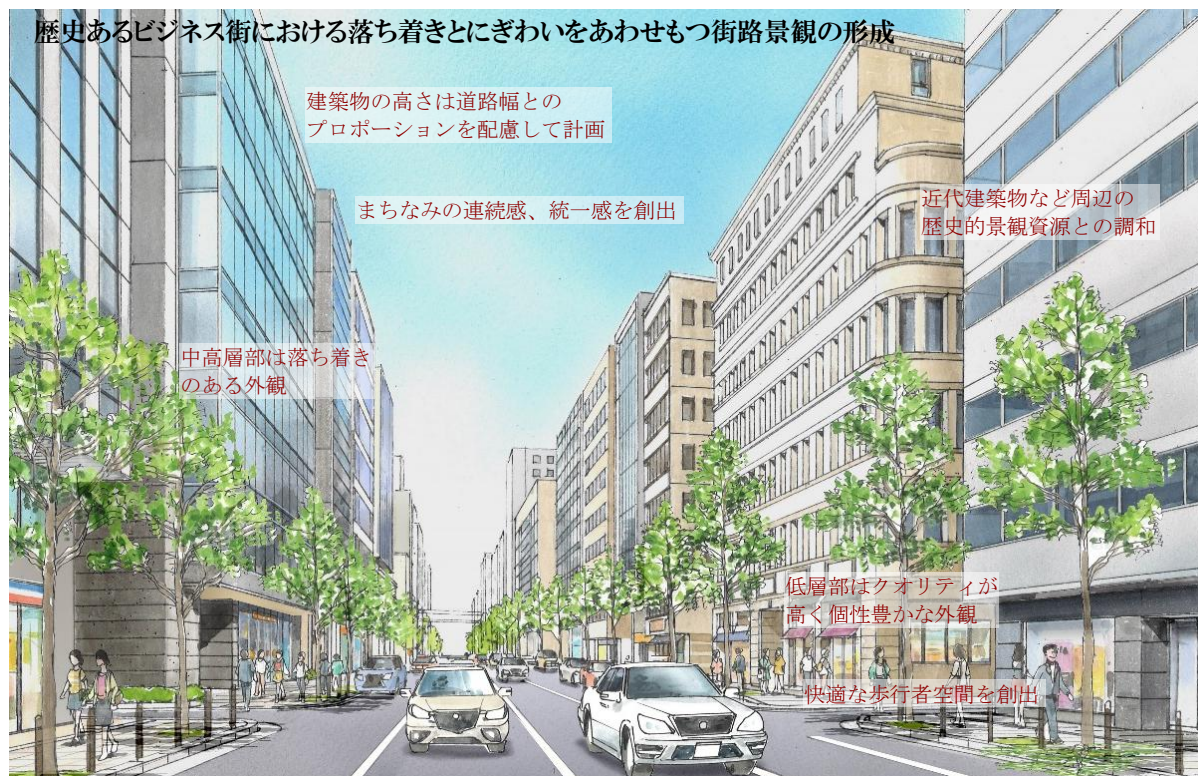
○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

堺筋地区の景観形成方針のイメージ



③堺筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。
----	---

	- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	- 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 - シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 - 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 - とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。
高 さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外 壁	- 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 - 建築物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 - 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 - 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 - 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 - 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 - 道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 - 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する
バルコニー等	- 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	- 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 - 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色 彩	- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 - 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 - 色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） - 彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これに

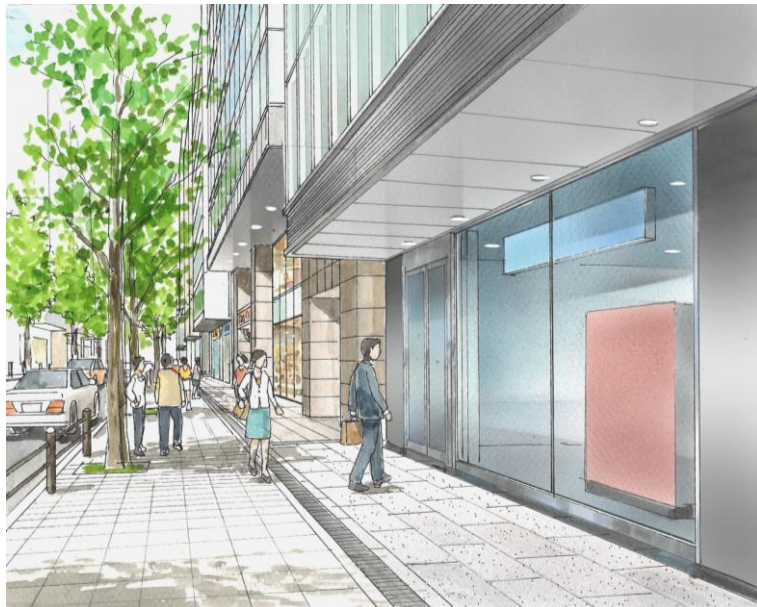
	よるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。

	・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

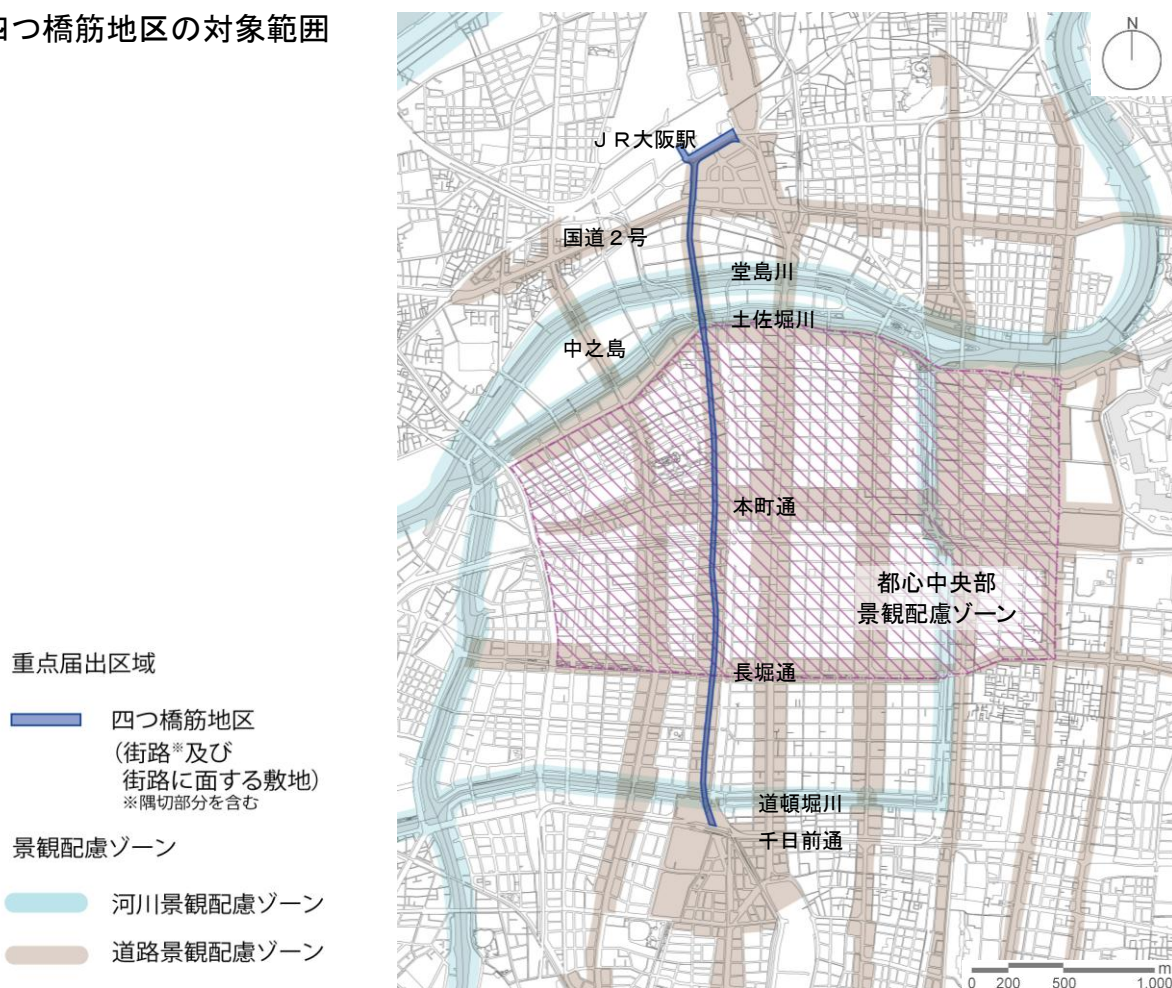
配置基準（1階の外壁後退）のイメージ



連続する壁面後退により快適な歩行者空間を創出する

3) 四つ橋筋地区

①四つ橋筋地区の対象範囲



②四つ橋筋地区の景観形成方針

○ビジネス街としての落ち着きがあり緑豊かな街路景観の形成

- ・緑豊かなビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物が調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着きのある外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。

- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針

○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道に行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして

人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

（留意事項）

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

四つ橋筋地区の景観形成方針のイメージ



③四つ橋筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1m以上（敷地面積が500㎡を超えるものは2m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。 - ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建築物の間口幅及び建築面積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。

	【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に

	設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に充分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地

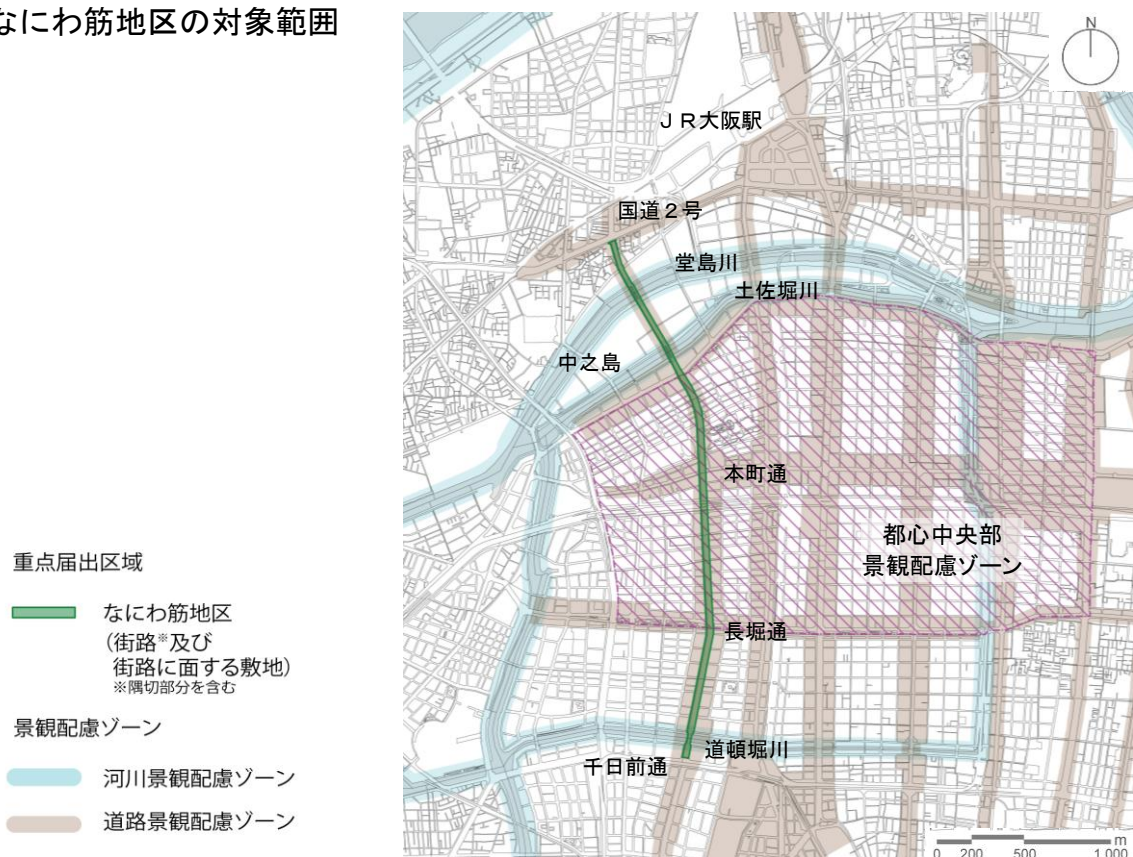
	では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・ 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・ 照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・ 光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・ 周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・ 景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

4) なにわ筋地区

①なにわ筋地区の対象範囲



②なにわ筋地区の景観形成方針

○豊かなみどりと調和したゆとりある街路景観の形成

- ・緑豊かな、業務、商業、居住機能が融合する複合市街地として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和したまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着いた外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、その部分の緑化を推進する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針**【都心中央部景観配慮ゾーン】****○まちの魅力の創造**

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】**○水辺に映える景観の形成**

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針**○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成**

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針**○「水辺をいかしたまちなみ」の形成**

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的

な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・ 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・ 通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・ 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・ 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

なにわ筋地区の景観形成方針のイメージ



③なにわ筋地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。 - ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。
建築物の間口幅及び建築面積	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫

	するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。

植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするな

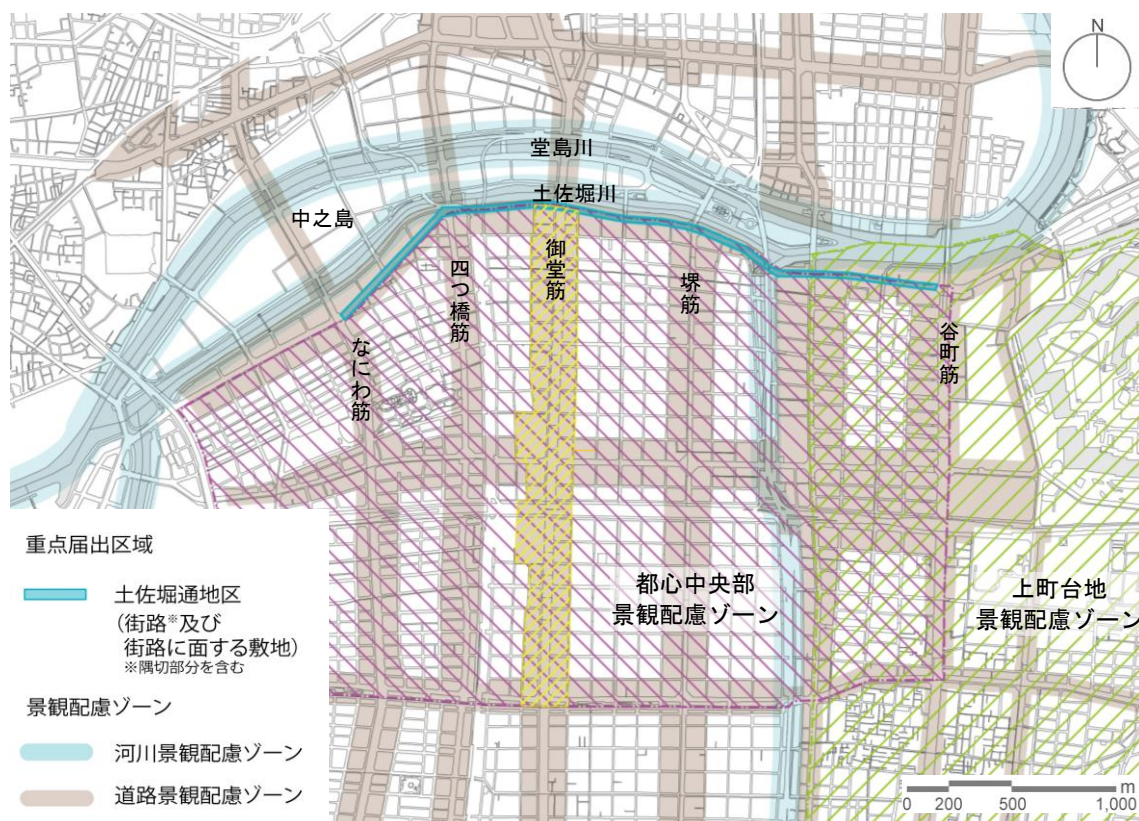
	ど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

5) 土佐堀通地区

①土佐堀通地区の対象範囲



②土佐堀通地区の景観形成方針

○水辺の気配とビジネス街としての落ち着きを感じさせる街路景観の形成

- ・ 古くからのビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、大阪を代表する優れた水辺景観と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
- ・ まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
- ・ まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・ 近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・ 建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・ 建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着きのある外観とする。
- ・ 水辺への見通し確保や建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
- ・ 修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・ 駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・ 建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】

○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成

- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみなど、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。

御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに

配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・ 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・ 通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・ 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・ 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

土佐堀通地区の景観形成方針のイメージ



③土佐堀通地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	なにわ筋～四つ橋筋	四つ橋筋～谷町筋	
		北側	南側
	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。	・大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。 - ただし、これにより難しい場合は、1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。	・1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m以上後退し、その部分は歩行者空間とする。
	ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・接道部に空地を設け、緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。		
1階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 ・車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。 ・1階部は土佐堀通から大川・中之島への見通しを確保するよう工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。		
高さ	・敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		
建築物の間口幅及び建	・建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。		

築面積	
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。

屋外階段	・当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスマイク、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫す

	る。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

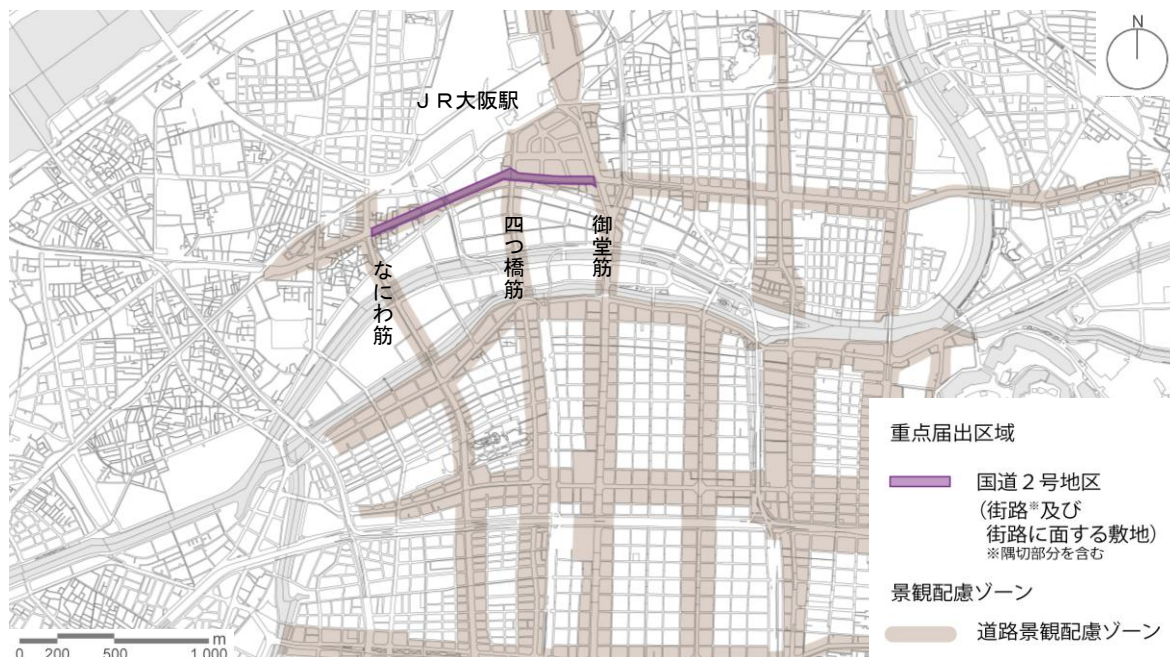
配置基準（大川・中之島への見通し）のイメージ



川側への見通しを確保することで、開放感を感じられるまちなみを創出する

6) 国道2号地区

①国道2号地区の対象範囲



②国道2号地区の景観形成方針

○にぎわいがにじみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成

- ・キタのターミナルに接続する地区として、多くの人々を惹きつける開放感とにぎわいのあるまちなみとしていく。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、明度の高い外観とする。
- ・敷地際における歩行者空間や緑地の創出、それらの連続化など、人々が歩いて楽しめる都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・修景上ポイントとなる建築物や公園などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある街路景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【道路景観配慮ゾーン】

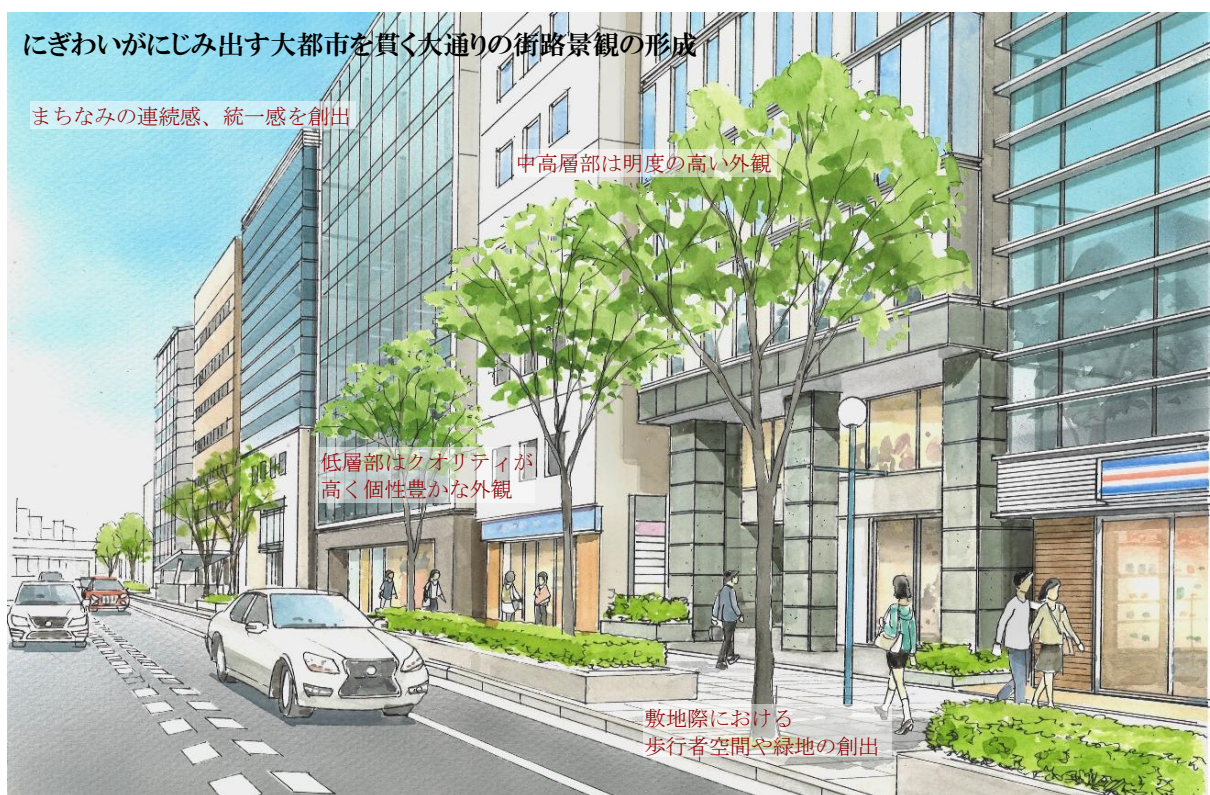
○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

国道2号地区の景観形成方針のイメージ



③国道2号地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。 ・上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段
----	--

	差を設けないよう努める。 - 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階 部 の 形 態	- 通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 - シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 - 車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。
建 築 物 の 間 口 幅 及 び 建 築 面 積	建築物の間口幅は 10m以上、建築面積は 200 m²以上となるよう努めるものとする。
外 壁	- 外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 - 建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 - 大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 - 建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 - 低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【道路景観配慮ゾーン】 - 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	- 建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材 料	- 外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 - 外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色 彩	- 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。 - 周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 - 色彩は彩度 6 以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） - 彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。 - アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	- 配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街

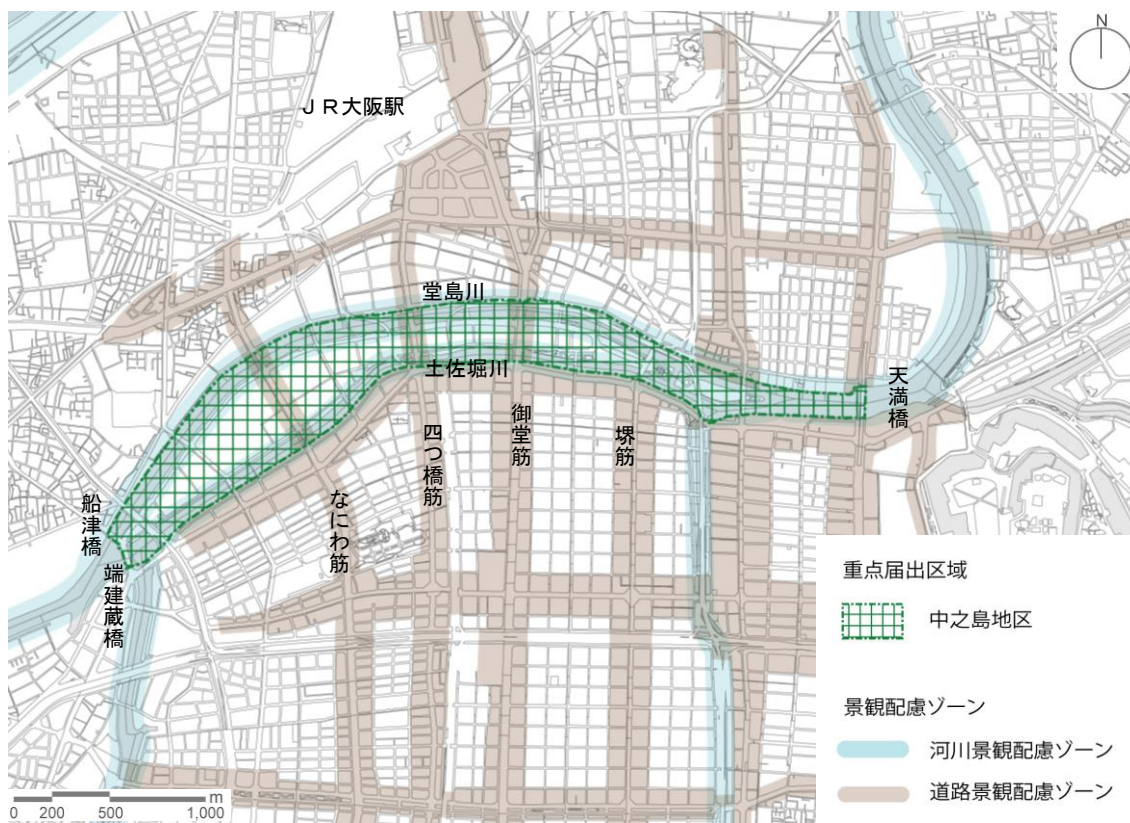
	路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
附属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。
塀・柵	・当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

7) 中之島地区

①中之島地区の対象範囲



②中之島地区の景観形成方針

○水都大阪のシンボルにふさわしいというおいと風格を感じさせる都市景観の形成

- ・中之島西部（御堂筋以西）では、水辺に囲まれた地域特性や周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、国際的な業務・文化・学術・交流の拠点にふさわしい、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
- ・中之島東部（御堂筋以東）では、水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ、風格ある都市景観を形成する。
- ・歴史的空間である東部と新しい都市活動の空間である西部をつなぐ、ゆったりと散策・回遊できる緑道や遊歩道の整備に努め、歴史や伝統と新しい都市の魅力にあふれた、水の都大阪のシンボルにふさわしい都市景観を形成する。
- ・まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
- ・まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・建築物の低層部や敷地は、水辺の立地特性や周辺との調和に配慮したデザインなどを行い、水辺のまちの魅力を高めるまちなみを形成する。
- ・建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着いた質の高い外観とする。
- ・建築物の壁面を後退させることにより、緑豊かな歩行者空間を創出する。

- ・修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

- ・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

○通りに沿った見通し景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

（留意事項）

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の方針を満たすものとする。

中之島地区の景観形成方針のイメージ



中之島西部

中之島東部

③中之島地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置	・外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。 ・ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 ・上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。 ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 ・シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。

外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合はこれによるものとする。 ・外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。

	る。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、主たる道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。 ・御堂筋から見える位置に自動販売機を設置しない。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川の敷地で河川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。

	・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・「光のまちづくり推進委員会」での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

配置基準（歩行者空間）のイメージ



緑豊かな歩行者空間を創出する

(3-3) まちなみ創造区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 御堂筋デザインガイドライン地区

①御堂筋デザインガイドライン地区の対象範囲

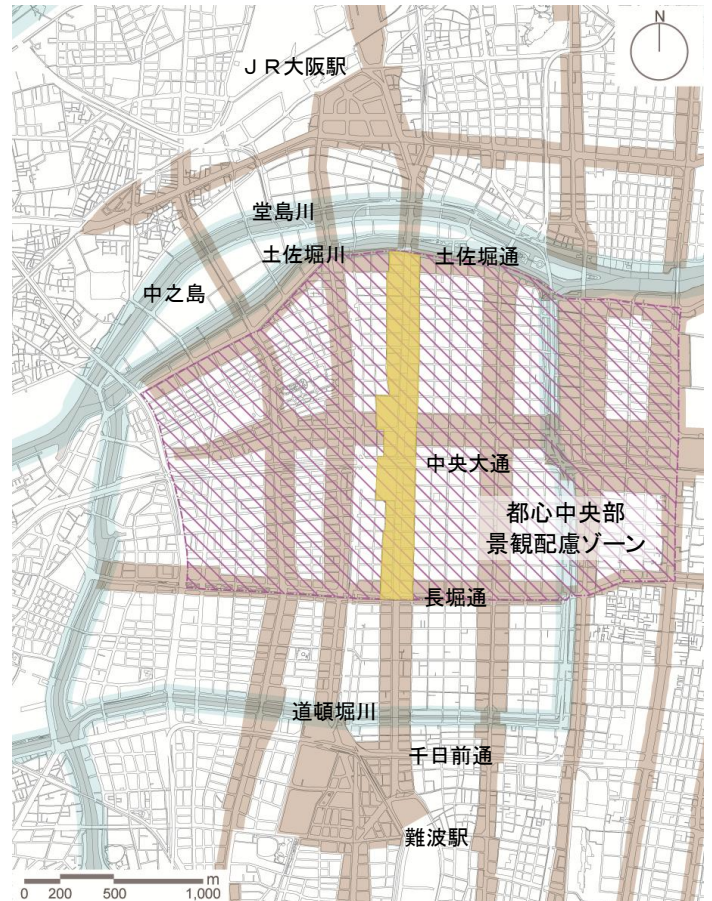
まちなみ創造区域

御堂筋デザインガイドライン地区

景観配慮ゾーン

河川景観配慮ゾーン

道路景観配慮ゾーン



②御堂筋デザインガイドライン地区の景観形成方針

○官民共創によるまちなみ創造

- ・大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図るとともに、事業者等と大阪市との対話により、事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の誘導等を行い、御堂筋にふさわしい風格と上質なにぎわいをあわせもつまちなみを創造する。
- ・道路空間における再編整備や利活用の多様化に応じた、道路と沿道の一体的な景観を形成する。

○御堂筋沿道にふさわしい魅力を感じさせる景観の形成

- ・イチョウ並木を引き立たせる歩行者空間、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架

水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・イチョウ並木を引き立たせる質の高い緑空間の確保や、身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道やイチョウ並木が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮したまちなみ景観を形成する。

○「水辺をいかしたまちなみ」の形成

- ・水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。

○水辺の魅力を高める眺望景観の形成

- ・高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

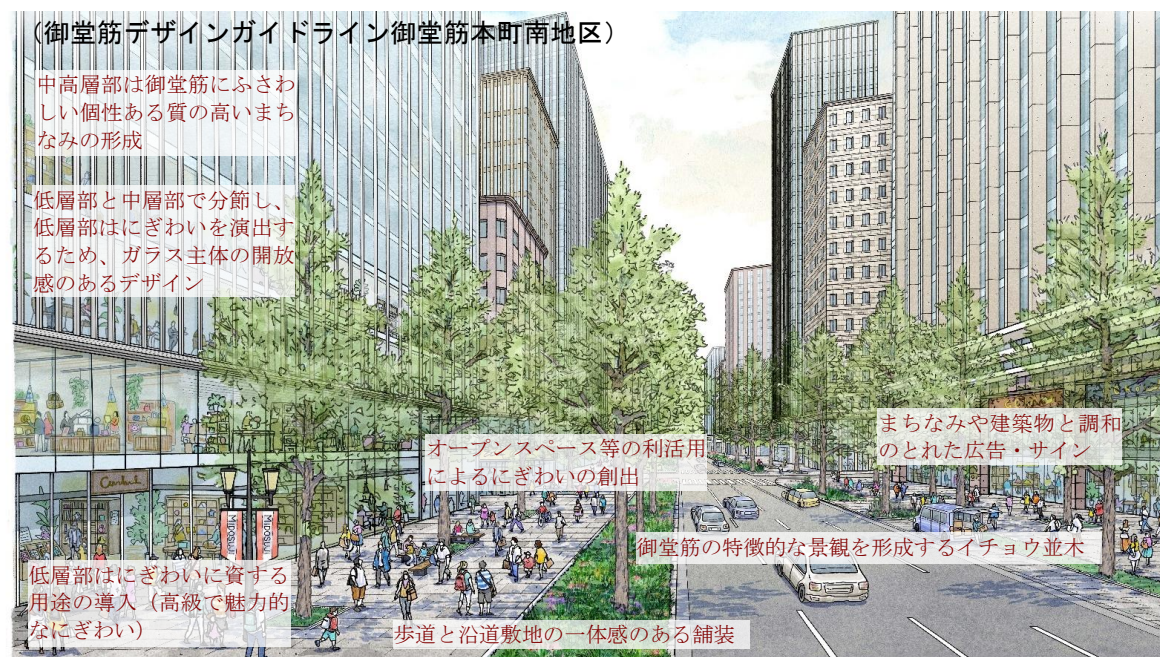
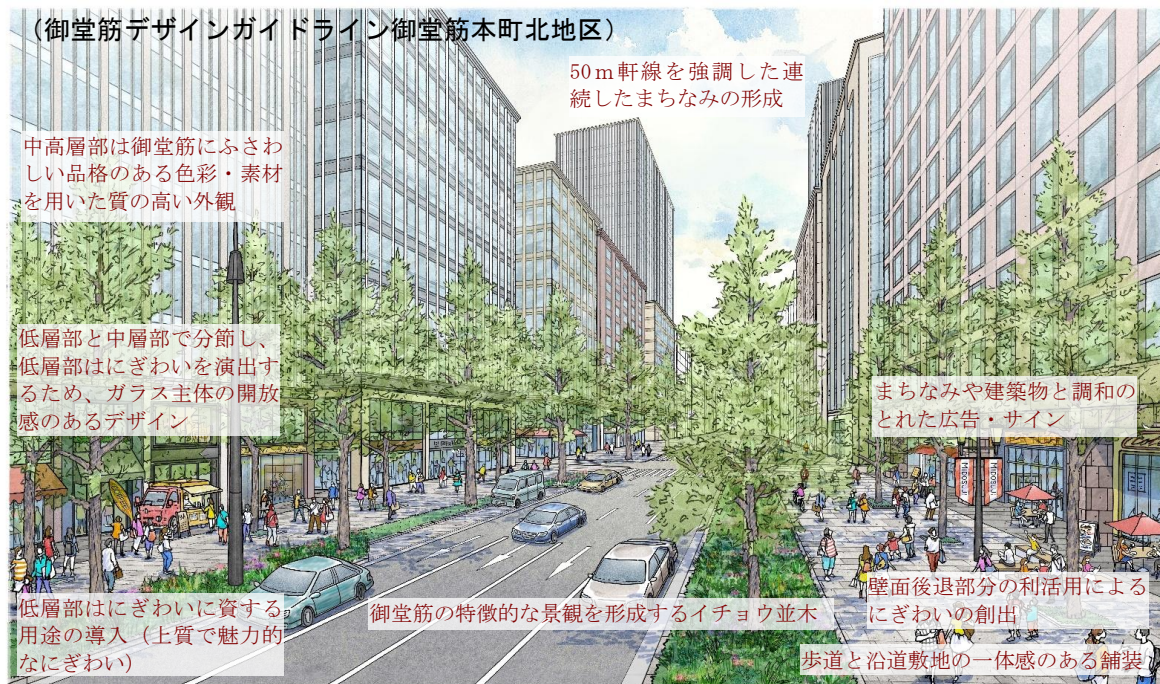
【道路景観配慮ゾーン】

○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成

- ・見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）の景観形成方針のイメージ

大阪のシンボルストリートにふさわしい風格と上質なにぎわいをあわせもつ街路景観の形成



※ まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）の景観形成方針のイメージについては、別途定める「御堂筋デザインガイドライン」も踏まえたイメージとしています。

③御堂筋デザインガイドライン地区の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・御堂筋側の壁面後退部のしつらえは、イチョウ並木の魅力を引き立てるよう配慮する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	・通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）

	・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 ・御堂筋に面する空地や壁面後退部については、御堂筋のイチョウ並木を引き立たせ、質の高い緑空間の確保に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めや周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。

	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・土佐堀川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。

	・土佐堀川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	--

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・当該区域の景観誘導については、別途定める「御堂筋デザインガイドライン」に基づいて行う。詳細は、「御堂筋デザインガイドライン」を参照のこと。

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、景観形成上、重要な要素であるため、重点届出区域において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるほか、屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物についても、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として都市景観条例の届出の対象とし、重点的な景観形成を図ります。

なお、まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）については、「御堂筋デザインガイドライン」によるものとします。

（1）屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、まちの情報を広く提供し、経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザイン的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すこと等も可能です。

そこで、屋外広告物が、重点届出区域のそれぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。

【景観誘導の考え方】

○良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導

- ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋上広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。
- ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。
- ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。

【屋外広告物に関する景観誘導のイメージ】



(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

- ・屋外広告物の事前協議、許可申請及び届出の対象となる行為は次のとおりです。

【都市景観条例に基づく事前協議】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）

【屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）】

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）のうち、屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）以外のもの

- ・重点届出区域の各地区の対象範囲は次のとおりです。

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

【中之島地区】

当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

・対象となる屋外広告物の種類

種 類	備 考
屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、 はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

・対象とならない屋外広告物の種類（設置不可）

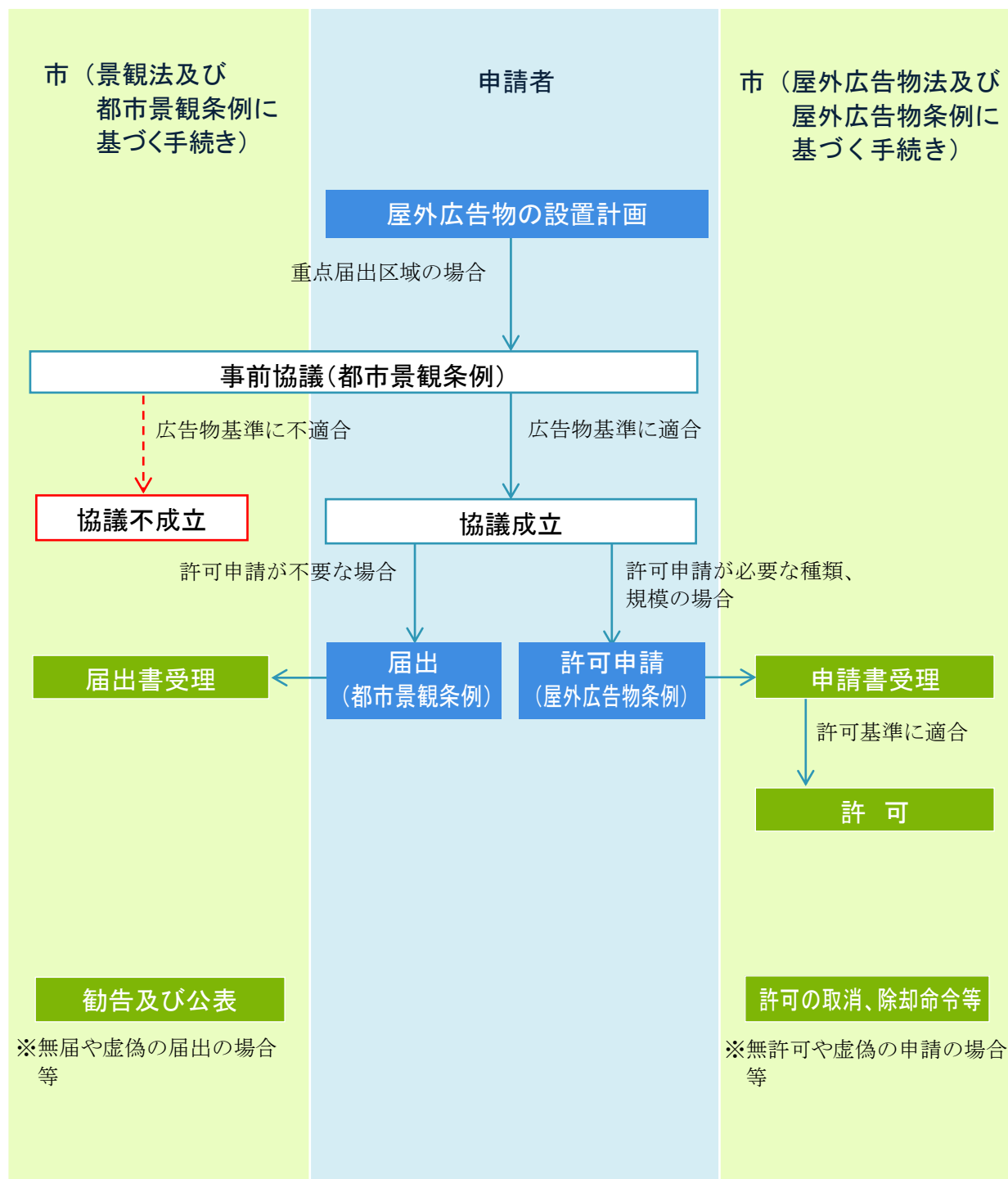
種 類	備 考
地上広告物	広告旗（のぼり）
その他	アドバルーン

※上記定めにはないものは個別協議を行う。

（３）屋外広告物の許可申請・届出までの流れ

重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行います。

申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となります。



(4) 広告物基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針に沿った計画とする。

1) 御堂筋地区

	大阪駅前～土佐堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ10m以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
	・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	

壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	—
壁面広告物	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 3 分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、建築物の高さが 10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。	
突出広告物	・歩道への突出幅は、1 m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が 0.8m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
その他	・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが 10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

(留意事項)

- ・他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複

する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。

- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

2) 堺筋地区

	土佐堀通～長堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ 2 m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ 3 m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの 5 分の 1 以内かつ 4 m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則 6 m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 3 分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、建築物の高さが 10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。	

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあっては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

3) 四つ橋筋地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することが

	できる。 ・ 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m以上の場合 1.2m以内、歩道幅 4 m未満の場合 0.8m以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m以上では 0.9m以内、歩道幅 4 m未満では 0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

4) なにわ筋地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することが

	できる。 ・ 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5) 土佐堀通地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1

	以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅 4 m以上の場合 1.2m以内、歩道幅 4 m未満の場合 0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m以上では 0.9m以内、歩道幅 4 m未満では 0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが 10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

6) 国道2号地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]】	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが 10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

7) 中之島地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠の使用は、建築物の高さ 10m 以下の部分のみとし、最小限に抑える。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度（彩度6（日本産業規格 Z8721 に定める彩度）を超えるもの）の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・表示内容は、建築物の高さ 10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m以下の部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内、建築物の高さが 10mを超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。 ・建築物の間口が 80mを超える建築物については、建築物の間口が 80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。

	・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・地域の価値向上を図るエリアマネジメントの活動に資する広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号）

景観形成上重要な役割を果している建造物や樹木を適切に保全・活用していくため、景観法第8条第2項第3号に基づき、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けて取り組みます。

（１）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針

次の①及び②に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意向を踏まえ「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として、指定します。

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているもの

（２）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準

本市においては、景観法施行規則第6条第1項、第2項イ及び第11条に定められる指定基準（次の①及び②）に加え、市独自に③の基準を定めています。

- ①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ②道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ③美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、特に周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいもの

6 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準（法第8条第2項第4号ロハ）

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。このため、景観法第8条第2項第4号ロハに基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や地域に親しまれる河川、都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

（1）景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の要件のいずれかを満たす施設を対象に指定します。

景観重要公共施設の指定の要件

- ①本市の景観の骨格を形成する道路、河川、公園等で、現に市のシンボルとなっており、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設
- ②重点的に景観形成を図る地域内及びその周辺に位置する主要な道路・公園・河川等の公共施設
- ③開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

（注）令和8年5月27日公布『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律』の施行後は、本計画中の「法第8条第2項第4号ロハ」を「法第8条第2項第4号ハニ」に読み替える。

(2) 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設に指定する施設は次のとおりです。

①良好な景観の形成に重要な道路(以下、「景観重要道路」という。)

【御堂筋(阪急前交差点～難波西口交差点)】

「御堂筋」は、本市のシンボルストリートであり、イチョウ並木が市指定文化財に指定されるなど、風格のある街路となっています。国道 25 号と国道 176 号から構成される幅員 44m の道路で、阪急前から難波駅前までの間は「御堂筋」と愛称で呼ばれ、市民の方に親しまれており、大阪都心の顔としての魅力をいかす様々な取り組みが進められています。

さらに、2019（平成 31）年に策定した「御堂筋将来ビジョン」では、車中心から人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や公民連携したまちづくりのあり方などが示されており、段階的に側道の歩行者空間化が進められています。



御堂筋のイチョウ並木

②良好な景観の形成に重要な河川(以下、「景観重要河川」という。)

【土佐堀川】

土佐堀川は中之島の南に位置する河川であり、沿川のまちなみや水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。中之島公園や沿川の遊歩道からは親水性が確保され、市民に親しまれる水辺空間となっています。



土佐堀川

【旧淀川(堂島川・大川(天満橋から船津橋まで))】

堂島川・大川は中之島の北・東に位置する河川であり、沿川の建物群や水辺の緑が連続的に見える象徴的な河川景観を形成しています。沿川の道路や遊歩道からは水面や対岸のまちなみを眺めることができ、開放的な水辺空間となっています。



旧淀川（堂島川・大川）

土佐堀川、堂島川ではクルーズ船などの舟運が整備され、また様々な取り組みにより水都大阪を象徴する水辺景観の形成が進められています。



③良好な景観の形成に重要な公園(以下、「景観重要公園」という。)

【中之島公園】

1891（明治24）年に本市の都市公園第1号として開設された中之島公園は、堂島川・大川と土佐堀川に挟まれた水都大阪の象徴ともいえる都市公園です。近年、水都大阪の再生の象徴として中之島公園の再整備が完成し、大阪の風格や魅力を高める景観資源となっています。



公園全景



(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項は次のとおりです。

①景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・歩道・自転車通行空間の舗装、横断防止柵、防護柱、照明灯、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等のデザインは、周辺地域の景観や沿道のまちなみと調和したものとするよう努める。
- ・連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川(堂島川・大川)】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・護岸、転落防止柵、照明灯、その他河川の付属物となる工作物の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

③景観重要公園【中之島公園】の整備に関する事項

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内の植栽や園路、トイレやベンチなどの利便施設については、現状において周辺景観に調和したデザインとなっており、また公共サイン等については統一感のある意匠や集約化がなされている。
- ・今後もこれらの施設等の適切な維持管理により、重要文化財である大阪市中央公会堂や大阪府立図書館等の周辺の建築物と調和した良好な景観維持に努める。

※適用除外項目（共通事項）

次の整備については、上記①～③の事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

（4）景観重要公共施設の占用等の許可の基準

占用等の許可の基準は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

①景観重要道路【御堂筋】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す御堂筋地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい道路空間を形成します。

- ・バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器、鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下出入口上屋・吸気塔類等）の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川(堂島川・大川)】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、連続した軸的な景観要素として、また周辺地域の景観形成の基盤となる美しい河川空間を形成します。

- ・河川内に新たに設ける建造物等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

③景観重要公園【中之島公園】の占用等の許可の基準

第4章に示す景観形成の目標や景観形成の基本方針及び第6章に示す中之島地区の景観形成方針及び基準を踏まえ、憩いや安らぎ、うるおいなどを感じる周辺景観と調和した美しいデザインの公園・緑地を形成します。

- ・公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

※適用除外項目(共通事項)

次の占用等の許可については、上記①～③の基準は適用されません。

- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの
(外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。)
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的(原則1ヶ月以内)に設置されるもの(広告物を含む。)

第7章 まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み

1 景観法による届出に係る事前協議の実施

第6章第3節に示す景観形成方針や景観形成基準に対する事業者の理解を深めるとともに、景観誘導の実効性をより高めていくため、景観法に基づく建築等の行為の届出の前に、本市と事業者の事前協議を都市景観条例に基づき実施します。

2 大規模面的整備地区での景観誘導

大規模な面的整備については、計画的かつ一体的な景観の誘導を進めるため、開発区域における良好な都市景観の形成に関する事項について事業者に検討を求めるとともに、本市と事業者との間で事前協議を行います。

(1) 計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知

より計画の初期の段階から協議を行うことで、事業者に対し、景観計画区域の各方針や地域性の考慮などの景観上の配慮を促し、良好な都市景観の形成を図ります。

(2) 対象行為

市街地再開発や、都市再生特別地区、高度利用地区や特定街区など形態制限等を緩和して計画される大規模建築物等について本制度の対象とします。

【大規模面的整備検討書の対象行為】

- ・都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区
- ・都市計画法第8条第1項第4号の特定街区
- ・都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区
- ・都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業地区
- ・都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画

ただし、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づく協議を行う場合にはついては、この限りではありません。

(3) 専門家との連携

事前協議に際しては専門家の意見や判断を得られる仕組みを導入します。

3 協働による景観まちづくりの推進

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルールの運用を支援する他、行政を含めた幅広い関係者の協働による景観まちづくりを推進します。

(1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援

地域において景観づくりに取り組み、地域景観づくり協定を作ろうとする団体を地域景観づくり推進団体として認定します。

また、認定後において、地域の個性をいかした景観の維持・継承・創造を積極的に進めることを目的とし、建築物や工作物の形態意匠、屋外広告物の設置に関する行為の制限など、地域特性や課題に応じた景観形成方針、整備基準やマナーなどについて地域独自のルールを策定する場合の活動支援として、専門家を派遣します。

【地域景観づくり推進団体の認定要件】

- ・ 地域景観づくり推進団体の活動方針や活動内容が、景観計画及び景観形成方針の内容にそっていること
- ・ 活動区域内の土地所有者や建物所有者、テナント等に対して、活動内容等を広く周知し、景観ルール策定に向けた協力が得られていること
- ・ 対象区域は都市景観の形成を図るために相当と認められる広さ及び地域的一体性を有していること

(2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援

地域独自のルールを策定し、対象区域の土地所有者等の総数の過半を超える合意を受け、かつ、事務局体制を確保し、自主的に協定の運用ができる団体については、定めたルールを「地域景観づくり協定」として認定し、確認申請や屋外広告物の許可申請の際に、事業者に対し、地域団体との意見交換を義務付けることでルールの効果的な運用を支援します。

この際、「地域景観づくり協定」の運用支援として、協定認定後に専門家を派遣します。

【地域景観づくり協定認定後の市と推進団体の役割】

○市の役割: 認定した協定締結区域において建築行為等があった場合に、事業者に対し地域景観づくり推進団体との意見交換を義務付けます。またホームページなどにより、認定した協定内容について広く周知を行います。

○推進団体の役割: 地域景観づくり協定のルールに基づき、区域内において建築行為等を行う事業者と意見交換を行います。

【既存ルールの特認について】

既にルール等を策定済みの団体等についても、地域景観づくり推進団体の認定要件に適合し、ルール等が地域景観づくり協定の目的、認定要件に合致する場合は、団体及びルールを認定することができます。

（３）地域ルールの実効性の担保

地域ルールの運用の実績が進み、ルールについての地域での合意が更に進んだ段階で、地域ルールを法律による制度により担保することについても検討します。法制度としては景観協定、建築協定、地区計画などの他、協定の区域を重点届出区域として指定するなどが考えられます。これらは、地域景観づくり推進団体の実情に応じて適切な制度を活用します。

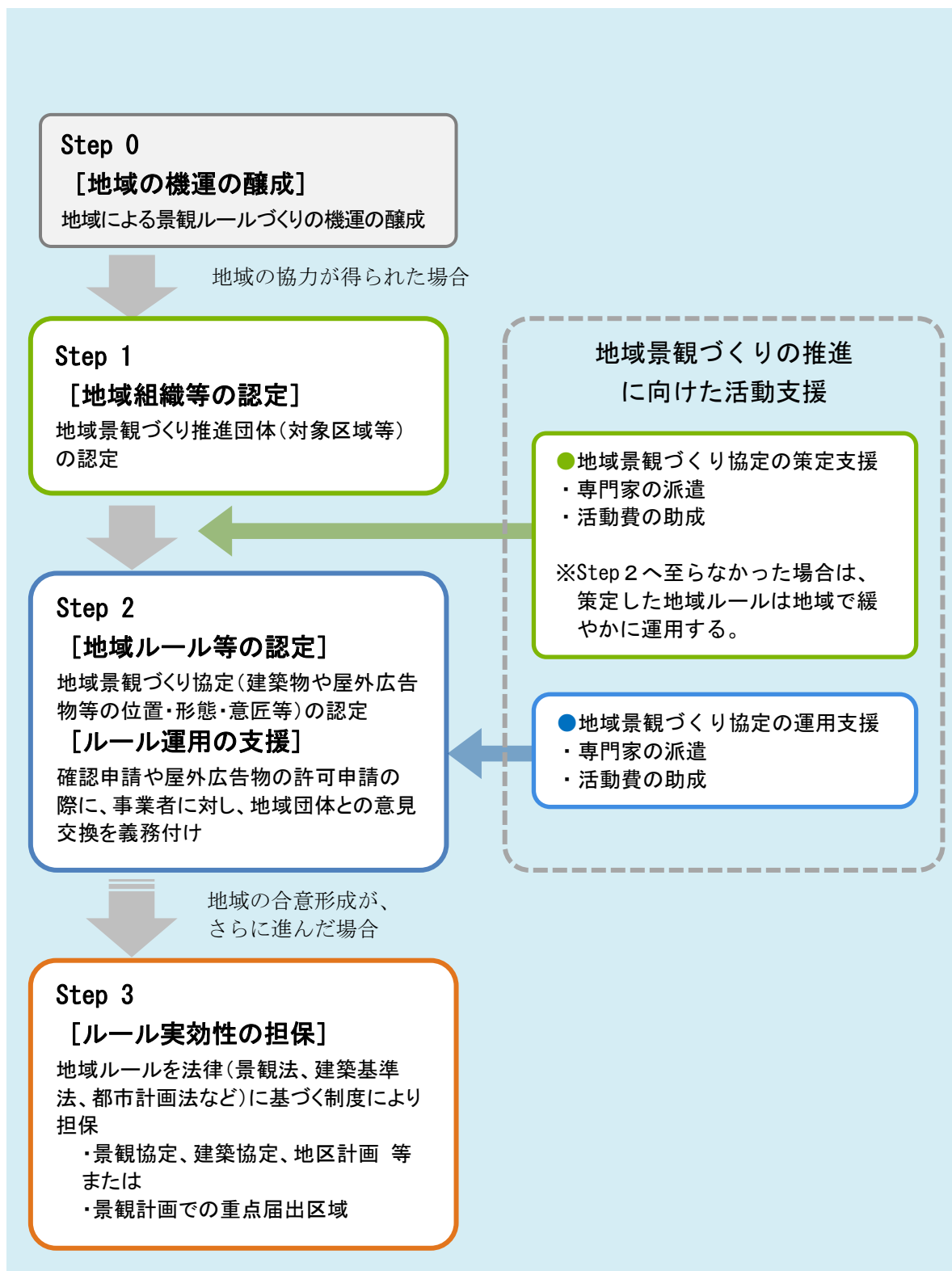
（４）景観協定制度の活用

景観協定は、一団の土地の土地所有者等（土地所有者・借地権者）の全員の合意により、ソフト面も含め地域の実情に応じたきめ細やかなルールを定めるもので、そのルールを景観法に基づき本市が認定します。

区域の土地所有者等の全員の合意による締結が求められるため、ハードルが高いものである一方、認可公告後にその土地の権利を継承した者にも効力が及ぶため、ルールの実効性が担保されます。

なお、ルールに定める事項が、例えば屋外広告物に関する基準など、建築物又は工作物の借主の権限に関わる場合には、法第 91 条の規定により、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなします。

地域景観づくり協定制度から発展させる、あるいは併用することで、地域の個性ある景観形成を実現し、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取り組みを促進します。



（５）景観協議会制度の活用

行政と観光や商業など幅広い活動団体及び公益事業者など景観形成に関わりのある関係者が協議・調整を図ることで、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進めます。

特に、面的な開発事業等においては、行政や関係する事業者等による事業についての協議の場が設けられることが多いため、こうした場において景観的な観点からも協議・検討が行われるよう、景観協議会制度の活用を検討していきます。

4 市民や事業者による自主的な景観形成の促進

景観形成においては、行政による規制誘導や公共空間の改善だけではなく、民間の取り組みが重要となります。市民や事業者との協働による景観形成をより一層進めるため、本市では、積極的に景観に関する意識の啓発を行うことで、市民や事業者による自主的な景観形成を促進します。

（１）都市景観資源の活用

都市景観資源の登録が全区完了したのち、都市景観資源の周知を進めるために、リーフレットや各種メディアを活用した市民への啓発を推進します。

【都市景観資源の活用事例】

- ・ランドマークや近代建築物などを巡るまち歩きマップ、地域の見どころマップ等、都市景観資源を活用した魅力発信ツールを作成します。
- ・都市景観資源に係わる景観まちづくりの取り組みに関する情報発信を支援します。

（２）大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施

新たに景観を形成する景観上特に優れた建物やまちなみを表彰し、美しく個性と風格があるなど、地域特性をいかした景観づくりの普及・啓発を行います。

（３）その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなる各種啓発パンフレットの配布やイベントの開催、基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動支援などの幅広い取り組みを支援します。

【啓発事業の事例】

- ・ 景観に関する講座の開催
- ・ 講座の参加者らによる景観に関わる主体的な活動に取り組む組織の立ち上げの支援
- ・ 上記組織の取り組みとして、身近な景観を発掘するまち歩き、見どころを巡るコースの設定やマップづくりなどの活動の支援 など

5 様々な専門家等と連携した推進体制づくり

(1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用

景観施策を的確かつ効果的に実施・運用するため、専門家の意見や判断を得られる枠組みを検討します。具体的には以下の仕組みが考えられます。

景観協議におけるアドバイス

景観法に基づく各種届出の事前協議の際や大規模な面的整備検討書の作成に向けた事前協議の際に、専門家の意見を聴くことができる仕組みとします。

【アドバイスを求める枠組み】

- ・大阪市都市景観委員会に専門部会を設置し、学識経験者等の専門家の意見を聴くことができる仕組みを導入します。

【専門部会に諮る事項の例】

- ・景観法に基づく届出が必要な行為で、定性的な基準であるため高度な判断が求められる場合や定量的な基準に適合しないが景観上優れていると判断できる可能性のあるもの
- ・特に規模が大きいなどにより周辺の景観に対して著しい影響を及ぼす可能性のある大規模面的整備地区における開発や大規模な建築等（事業者が独自に委員会を設立し意見を求める場合を除きます。）

(2) 景観整備機構の活動の充実

景観に関する取り組みを行う一般社団法人や一般財団法人、NPO 法人などの民間組織を景観整備機構として指定し、行政と連携することにより、景観重要建造物や景観重要樹木の保存・活用をはじめとする景観形成の取り組みを進めていきます。

【景観整備機構の活動例】

- ・景観に関する市民や事業者の意識啓発
- ・区役所と連携した都市景観資源の具体的活用方策の検討及び実践
- ・事業者向けの景観に関するアドバイス窓口 など

(注) 令和8年5月27日公布『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律』の施行後は、本計画中の「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に読み替える。